

公用車広告募集要項

1 申込資格

広告掲載の申し込みは、大阪府内に事業所、事務所又は店舗等を有する個人、法人又は市内の地域産業、商店街、市場もしくは専門店の連合会で、かつその業務内容が明確な者。

また、公序良俗に反するもの、政治・宗教に関するもののほか、業種や広告内容によって掲載できない場合があります。

詳しくは、「貝塚市有料広告の掲載に関する要綱」及び「貝塚市公用車広告掲載要領」をご覧ください。

2 広告を掲載する公用車

車種	車体の色	募集台数	平均年間走行距離	年間走行日数
小型乗用	白	2台	8,190km/年	約220日
軽貨物	白	3台	5,710km/年	約220日

3 募集内容

掲載場所	掲載枚数	広告の大きさ(最大)		広告料1台(月額・消費税込)
		縦(cm)	横(cm)	
側面ドア(左右両面)	計2枚	30	50	3,000円/月

4 広告の掲載方法

広告の内容を表示したマグネットシートを車体に貼り付けます。

※車体に直接表示する方法は不可。

※広告の掲載・撤去作業は広告主の責任で行い、製作費等は広告主の負担となります。

5 広告掲載期間

許可日から1年間(最長)。

※更新により延長可能です。

6 申込期間

平成24年10月1日から 随時申し込み。

午前8時45分から午後5時15分まで

(ただし、土曜日・日曜日・国民の休日を除く)

7 申込方法

公用車広告掲載申込書に記入のうえ、必要書類を添付し、郵送又は持参のいずれかの方法により提出してください。(郵送の場合、書留扱いとし、「公用車広告掲載申込」と記載してください。締切日当日の消印有効。)

申込みに際しては、必ず「貝塚市有料広告の掲載に関する要綱」及び「貝塚市公用車広告掲載要領」をご確認ください。

(1)提出書類

- ① 貝塚市公用車広告掲載申込書
- ② 申込者の事業内容がわかる書類
- ③ 個人：住民票の写し【コピー不可、発行後3か月以内のもの】
法人：登記事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項証明書）
【コピー不可、発行後3か月以内のもの】
連合会：規約、参加企業、店舗等一覧表の写し
- ④ 貝塚市税を滞納していないことを証明する書類
（市外の業者については、国税の納税証明書）
法人：本店にかかる法人税・消費税及び地方消費税（証明書の種類その3の3）
個人：所得税・消費税及び地方消費税（証明書の種類その3の2）
- ⑤ 広告の原稿案（A4サイズ・カラー）

(2)提出先

○郵送の場合

〒597-8585 大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号

貝塚市役所 総務市民部 総務課

※郵送の場合、書留扱いとし、「公用車広告掲載申込」と記載してください。

○持参の場合

受付時間内に下記応募先まで持参してください。

貝塚市役所 総務市民部 総務課 本館地下1階

8 決定方法

広告内容を審査し、その内容が適切であり公用車に掲載するものとして適当であると認められたものに限り、広告の掲載を決定します。申込結果については、申込者全員に決定後速やかに通知します。